



2024年2月15日

各 位

会 社 名 木 徳 神 糧 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員COO 竹内 伸夫
(コード番号：2700)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
管 理 部 門 統 括 稲垣英樹
電 話 番 号 0 3 - 3 2 3 3 - 5 1 2 1

当社の従業員に対する譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、一定の条件を満たす当社の従業員を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象となる当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上